

武蔵野市福祉環境整備指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者や高齢者などを含めたすべての市民が、安全かつ快適に施設を利用できるようにするため、東京都福祉のまちづくり条例（平成7年東京都条例第33号）第17条1項の特定都市施設に該当しない施設について、この要綱が摘要される施設（以下「適用施設」という。）及び整備すべき項目を定め、事業主に対し必要な指導を行うことにより、本市の福祉の増進を図ることを目的とする。

(整備項目及び整備基準)

第2条 適用施設の整備項目は、適用施設ごとに別表に定めるとおりとする。

2 整備項目ごとの整備基準は、東京都福祉のまちづくり条例施行規則（平成8年東京都規則第169号）第5条に定めるところによる。

(事前協議)

第3条 適用施設を建設しようとする事業主は、法令で定める手続きを行う前に市長に申し出て、この要綱に定める各事項について事前に協議するものとする。

(その他の施設)

第4条 適用施設以外の施設を建設しようとする事業主は、可能な限りこの要綱に適合するよう施設の整備に努めるものとする。

(適用除外)

第5条 国又は地方公共団体が公用又は公共の用に供する施設については、この要綱の適用除外とする。

(委任)

第6条 この要綱によりがたいもの又は定めのない事項については、市長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、平成5年10月1日から施行する。

2 武蔵野市福祉環境整備指導要綱細則（昭和59年5月1日）は廃止する。

付 則

この要綱は、平成8年9月15日から施行する。

付 則

この要綱は、平成13年1月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成21年10月1日から適用する。